

「松江市人権施策推進基本方針」（第三次改定案）に対する パブリックコメント（意見募集）実施要項

松江市 市民部 人権男女共同参画課

1 趣旨

松江市では、あらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される社会を築いていくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、平成19年に「松江市人権施策推進基本方針」を策定しました。

平成25年と平成31年に改定し、その後の国際社会の変化、人権に関連した様々な国内法の整備、松江市総合計画（MATSUE DREAMS 2030）の策定及び令和5年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、第三次改定案を作成しました。この案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広い御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 意見募集期間

令和6年10月28日（月）～令和6年11月29日（金）（必着）

3 意見募集の対象となる方

- 松江市に住所のある方
- 松江市に事務所又は事業所を有する法人・団体
- その他、松江市の人権施策に関わりのある個人または法人・団体

4 掲出・閲覧場所

「松江市人権施策推進基本方針（第三次改定案）」及び「人権に関する市民意識調査報告書（令和5年度調査）」は次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎（本館3階総務課内行政資料コーナー）
- 市民活動センター（STICビル）3階（人権男女共同参画課）
- 各支所

5 御意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
 - ・郵送
 - ・ファクシミリ
 - ・電子メール
 - ※宛先・送信先は次の頁に記載
 - ・持参（持参先：人権男女共同参画課）
- ・御意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号（団体にあつては、名称、所在地）をご記入ください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「松江市人権施策推進基本方針（第三次改定案）に対する意見提出書」を添付しています。

6 お寄せいただいた御意見の取扱い

- ・いただいた御意見は、基本方針改定の参考にさせていただきます。
- ・いただいた御意見とその御意見を検討した結果、市の考え方等は、後日ホームページで公表します。その際、個人が特定される情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）は公表しません。
- ・いただいた御意見への個別の回答はいたしません。

- ・提出意見に記載された個人情報は、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・御意見の提出先

松江市 市民部 人権男女共同参画課 人権施策推進係、学校人権教育係

〒690-0061 松江市白潟本町43番地 STICビル3階

電話 0852-55-5425、55-5426 FAX 0852-55-5542

電子メール jinken@city.matsue.lg.jp

ホームページ

https://www.city.matsue.lg.jp/gyoseijoho/koho_kocho/public_comment/index.html